

公共事業再評価調書

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：銭田地区 沖縄振興公共投資交付金（水利施設整備事業 基幹水利施設整備型）						
	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県		当初事業期間：H21～H30			
	事業箇所：久米島町	根拠法令：土地改良法		事業期間：H21～H35			
	総事業費(百万円) 2,570	費用内訳：補助 80/100		事業量：幹線排水路L=1,867m、支線排水路L=3,381m、防潮水門ゲート1基、橋梁工4カ所			
(整備目的)	<p>本地区の排水路は、久米島の旧仲里村南西に流れる既設の農業用排水路（銭田排水路）である。昭和35年～39年にかけて琉球政府時代において、ほ場整備事業（水田）で整備された施設である。流域内ほ場は昭和47年～56年度に、団体営事業で旧水田から畑への転換がされている。排水路周辺も地域開発等の進展に伴い宅地が増えたことで排水路に与える条件が変化しており、適切な排水機能の維持が困難な状況となっている。その結果、降雨時の氾濫により農作物被害、土壌流出、民家の浸水被害が発生している。</p> <p>排水路の氾濫は、高収益作物への作物転換を図ろうとする農家の意欲を削ぎ地域農業の大きな妨げともなっている。よって、本事業により排水路の機能改善を図り、サトウキビの増収及び高収益性の作物への転換を進め、農家所得の向上と農業経営の安定を図る。</p>						
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他						
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他						
	排水路拡張における用地買収において、相続の発生による関係人の調査などに不測の期間を要したため事業工期の延長が必要となった。						
4 事業の進捗 状況 (H30.3月時点)	項目	事業費(百万円)	幹線排水路(m)	支線排水路(m)	防潮水門ゲート(基)	橋梁(カ所)	用地買収(m <sup>2</sup> )
	計画	2,570	1,867	3,381	1	4	6,128.17
	実施済	1,400	1,342	0	1	2	4,999.62
	率	54.5%	70.0%	0.0%	100.0%	50.0%	81.6%
5 事業効果の 評価指標  (評価期間:53年) (基準年:H30) (単位:百万円)	①作物生産効果	188		①事業費	2,879		
	②作物生産効果(関連事業)	0		②その他費用(関連事業費等)	1,335		
	③維持管理費節減	9		③総費用(C)(①+②)	4,214		
	④災害防止効果	5,567		・総費用=事業費+その他費用(関連事業費+再整備費-評価終了時の資産価額)			
	⑦総便益額(B)(①+②+③+④)	5,765					
	$\text{総費用総便益比}(B/C) = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 5,765 \div 4,214 = 1.37$ 費用負担割合(国80%、県15.5%、地元4.5%)						
6 事業を巡る状況の変化	<p>①社会・経済：久米島町は、基幹作物であるさとうきびのほか、近年は、ゴーヤー、かんしょ、輪菊等が沖縄県農林水産物戦略作目拠点産地認定を受けるなど都市近隣離島としての地理的優位性を生かし産地形成に取り組んでおり、本地区においてこれらの品目が作付されているところ。事業完了後は、湛水被害の軽減による減産防止効果が期待される。</p> <p>②地元・自治体：久米島町では、第2次久米島町総合計画(平成28～37年度)において施策の柱の一つとして「くらしの立つ農業地域づくり」を掲げており、農業生産基盤の整備による農業生産の向上と農業競争力の強化は施策の実現に向けた取り組みとして位置づけられている。</p> <p>③利害関係：本事業は、土地改良法に基づく事業として平成21年3月2日に銭田地区受益者から施行申請が提出されており、受益者は引き続き事業の継続を希望している。</p>						
7 事業の必要性・効率性	<p>①事業の必要性・緊急性・有効性など 本事業による幹線排水路等の排水機能の向上は降雨時の農作物被害、土壌流出、民家の浸水被害リスクの軽減及び優良農地の確保に寄与するものであり、地域農業の振興の観点から必要不可欠である。</p> <p>②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 排水路拡張に必要な用地取得率は81.6%と進捗しており、現計画を推進することが効率的である。</p> <p>③事業効果の発現状況 幹線排水路については、約7割が完了、また防潮水門ゲートの設置により事業開始以降は、民家の浸水被害は解消されているほか、農地の冠水範囲についても縮小する等、着実に効果が発現している状況。</p>						
8 今後の対応・見通し	<p>①事業計画等：未取得用地について、相続関係等の整理を重点的に行い、平成35年度の事業完了を目指す。</p> <p>②対住民関係：特に問題なし。</p> <p>③執行体制等：現在の組織体制で特に問題なし。</p>						
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止						